

第 47 回目は、介護保険法のNo.3 ということで進めていきます。

費用の負担に関しては、大きく 3 つあります。

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 介護給付・予防給付に要する費用                |
| ② 地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用 |
| ③ ②以外の地域支援事業に要する費用               |

①介護給付・予防給付に要する費用

保険料	公費（国、都道府県、市町村）
100 分の 50	100 分の 50

国	都道府県	市町村
100 分の 20 (100 分の 15) 調整交付金 100 分の 5	100 分の 12.5 (100 分の 17.5)	100 分の 12.5

国が市町村に対して、保険料収入の格差を調整のために交付

100 分の 15、100 分の 17.5 は、下記の場合の割合  
 ・介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るもの  
 ・介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの

「国は、介護保険の財政の調整を行うため、第 1 号被保険者の年齢階級別の分布状況、第 1 号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。」

② 地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用

国	都道府県	市町村
100 分の 20 調整交付金 100 分の 5	100 分の 12.5	100 分の 12.5

③ ②以外の地域支援事業に要する費用

国	都道府県	市町村
100 分の 50	100 分の 25	100 分の 25

過去問（H19年 10D）

介護保険法の規定によると、国は、財政調整のために行う調整交付金を除き、原則として、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）に要する費用及び予防給付に要する費用（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）の額についてはその100分の20に相当する額を負担する。

【解答】正解

過去問（H20年 10D）

都道府県は、介護保険の財政調整を行うために第1号被保険者の年齢階級別の分布状況、第1号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令の定めるところにより、都道府県の負担による調整交付金を市町村に対して交付する。

【解答】誤り

⇒「都道府県」ではなく、「国」が交付します。

過去問（H19年 10E）

介護保険法の規定によると、都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）に要する費用及び予防給付に要する費用（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）についてはその100分の20に相当する額を負担する。

【解答】誤り

⇒「100分の20」ではなく、「100分の12.5」に相当する額を負担します。

過去問（H17年 7E）

市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担する。

【解答】正解

過去問（H27年 7C）

市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の100分の25に相当する額を負担する。

【解答】誤り

⇒100分の12.5になります。

過去問（H27年 7D）

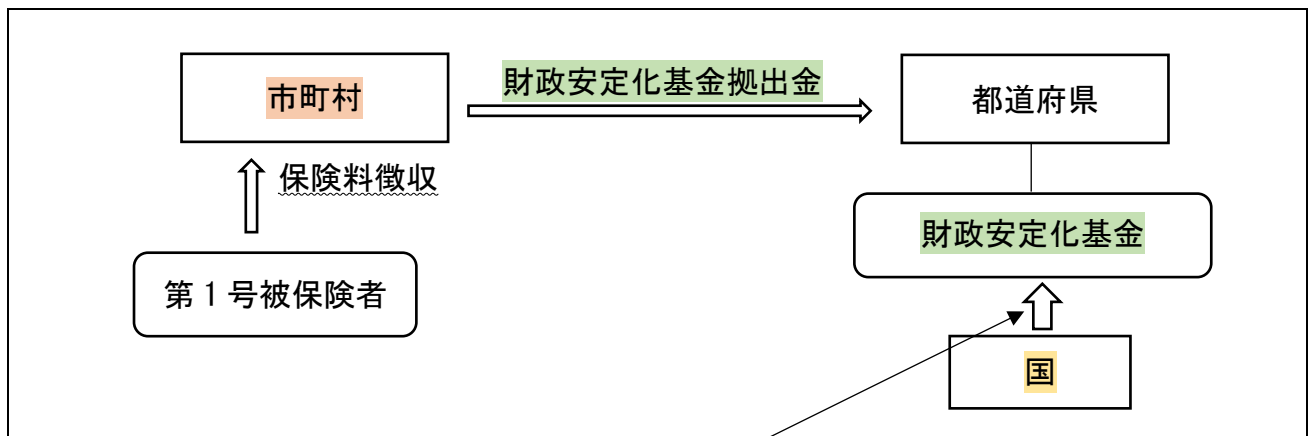
市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担する。

【解答】正解

次に保険料に進みます。

（法129条の3）保険料

- ①市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- ②①の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。



国は、市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の3倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

法147条（財政安定化基金）

都道府県は、介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設け、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

保険者である市町村の財政が、保険料納付率の低下や介護給付の増加により赤字になることを回避するために、原則、無利子で財政安定化基金より借入れをします。

保険料の徴収方法（国民健康保険法と同様）

特別徴収	年金からの天引き (例外…老齢等年金給付の額が18万円未満の場合は、普通徴収)
普通徴収	直接納付

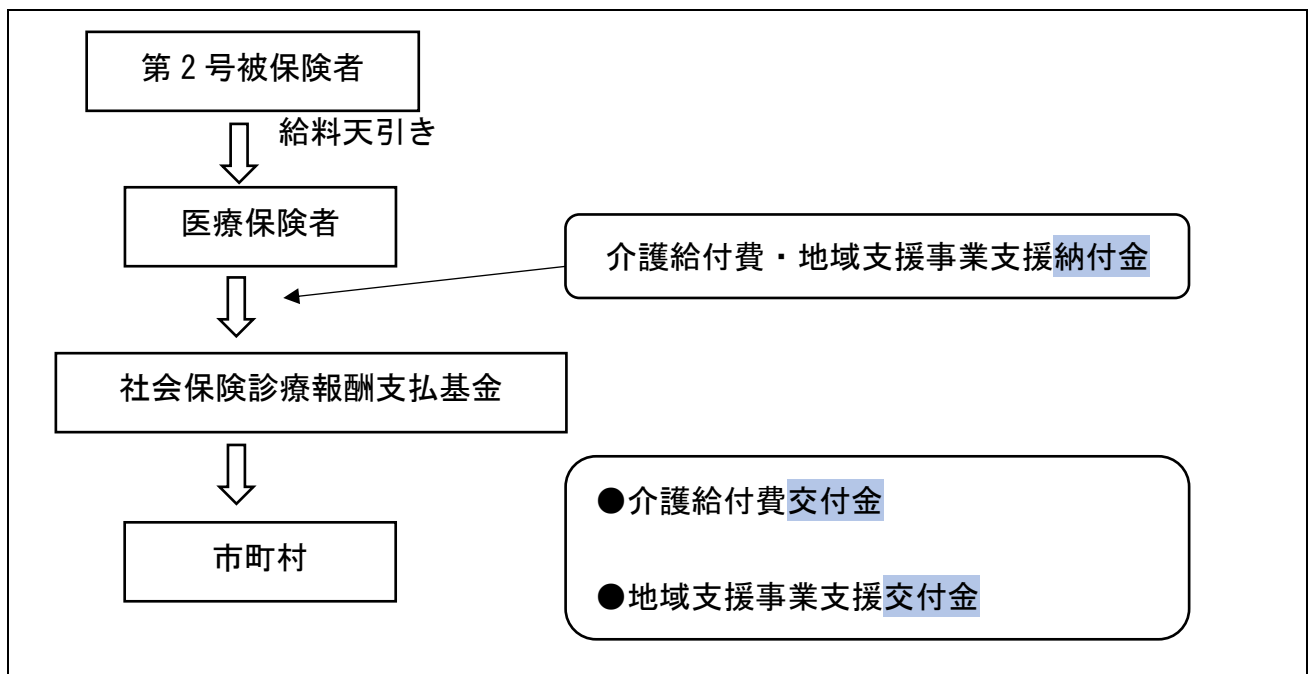
介護保険の保険料率（法129条3項）

保険料率は、下記の額に照らし、**おおむね3年**を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、**おおむね3年**を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第2号被保険者の保険料は、医療保険の保険料と抱き合わせで徴収します。

第2号被保険者から市町村までのお金の流れです。



過去問 (H25年 選択式)

①高齢化や介護サービスの充実が進み、65歳以上の高齢者が負担する介護保険第1号被保険者の保険料の基準月額の全国平均は、第1期介護保険事業計画期間の2,911円から第4期介護保険事業計画期間の4,160円まで上昇した。

平成24年度から始まった第5期介護保険事業計画期間では、都道府県に設置されている [ A ] ついて、必要とされる額より過大な積立金があったことから、本来の目的に支障を来さない範囲で取り崩しを行った。この措置による軽減効果もあり、第5期介護保険事業計画期間の全国平均は [ B ] となっている。

【解答】…「平成24年版厚生労働白書 P393」からの出題

A : 財政安定化基金

B : 4,972円

過去問 (H21年 10A)

市町村又は特別区は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるために保険料を徴収しなければならない。当該保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

【解答】正解

過去問 (H21年 10B)

介護保険法によると、保険料の賦課期日は、当該年度の初日とされている。

【解答】正解

4月1日

次に雑則に進みます。

過去問 (H21 10C)

偽りその他不正な行為により保険給付を受けた者があるときは、市町村又は特別区は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

【解答】正解

平成 28 年法改正（法 22 条 1 項）新設

偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が、所定の保険給付であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の 100 分の 200 に相当する額以下の金額を徴収することができる。

過去問（H24 年 7E）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

【解答】 正解

過去問（H18 年 7E）

介護保険審査会は、市町村又は特別区に置く。

【解答】 誤り

⇒都道府県に設置されます。

過去問（H18 年 9D）

介護保険の保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査会に審査請求することができる。

【解答】 誤り

⇒介護保険審査会に審査請求を行います。

過去問（H21 年 10D）

保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、当該処分をした市町村又は特別区をその区域に含む都道府県に設置されている介護認定審査会に審査請求をすることができる。

【解答】 誤り

⇒介護保険審査会に対して行います。

過去問（H21年 10E）

保険料その他介護保険法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。

【解答】正解

過去問（H16年 8C）

介護保険では、保険料、納付金その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したときは時効によって消滅する。

【解答】正解

過去問（H16年 8E）

介護保険の保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは時効により消滅する。

【解答】正解

介護保険法の時効は、保険料、納付金その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅。

法改正（平成28年）…被保険者の負担割合

	費用負担	
原則	100分の90	（自己負担：費用の1割）
<u>一定以上所得者</u>	<u>100分の80</u>	<u>（自己負担：費用の2割）</u>

平成28年 法改正

合計所得金額が **160万円以上**（単身で年金収入のみの場合…280万円以上）

（完）